

北海道レクリエーション協会表彰規程

第1条 この規程は、北海道レクリエーション協会規約第15条第2項第4号の規定に基づき、道民の余暇生活を充実させるため、レクリエーションに関する活動の推進に大きく寄与した個人又は団体を表彰することを目的とする。

第2条 会長は、次の各号の一に該当し、功績顕著なものの中から適当と認められたものを表彰する。

(1) この会の役員として、レクリエーションの総合的な普及振興に貢献又は尽力した者

(2) 加盟団体及び加盟団体の役員又は資格を有する会員として、地域のレクリエーションの普及振興、組織の強化充実に貢献・尽力した個人又は団体

(3) その他前各号に準ずると認められたもの

2 表彰は、原則として生存者に対して行うものとするが、前回の調査期日以降において死亡した者については、その遺族に贈ることができる。

第3条 表彰は、次の各号の種類に分けてこれを行う。

(1) 功労表彰 その分野において特に貢献し、功績があると認められるもの

(2) 奨励表彰 その分野において貢献し、今後においても活動が期待されると認められるもの

第4条 表彰の方法は、次の各号による。

(1) 功労表彰 表彰楯及び記念品

(2) 奨励表彰 表彰楯及び記念品

第5条 第2条による被表彰者の選考を行うため、会長の諮問機関として、北海道レクリエーション協会被表彰者選考委員会（以下「表彰委員会」という。）を設置する。

2 表彰委員会は5人以内の委員をもって組織し、会長が任命する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 表彰の規準は、次のとおりとする。

(1) この会の役員として、10年以上従事し功績が顕著な者

(2) 加盟団体の役員又は資格を有する会員として、15年以上地域のレクリエーションの普及振興、組織の強化充実に貢献・尽力した個人又は団体

第7条 国又は北海道若しくは(財)日本レクリエーション協会その他の団体により、レクリエーションに関する功労者の推薦依頼があった場合には、原則としてこの会における既受賞者の中から、表彰委員会の答申を受け会長が推薦する。

附則

この規程は、平成6年4月30日から施行する。

この規程は、平成8年4月27日から施行する。

この規程は、平成14年9月7日から施行する。

この規程は、平成16年4月24日から施行する。